

猪 名 川 町  
中小企業融資あっせん制度のご案内

猪 名 川 町 産 業 労 働 課

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

072-766-0001 (代表)

072-767-6253 (直通)

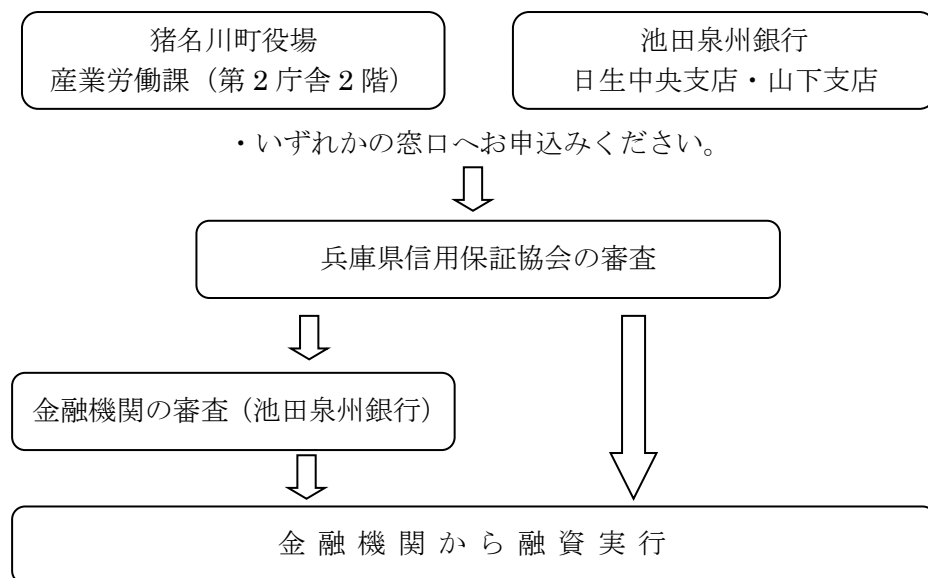
## 猪名川町中小企業融資あっせん制度のご案内

猪名川町では、町内の中小企業者の育成・助長するとともに、町内産業の近代化及び企業合理化の促進に寄与することを目的に、取引金融機関及び兵庫県信用保証協会の協力を得て事業資金のあっせんを行っています。

融資対象者	融資限度額	融資利率	融資期間 (据置期間)	資金の用途	保証人・担保
	同一事業歴				
小規模事業者	500万円	1.4%	60ヵ月以内 (12ヵ月以内)	運 転	・保証人 不要 (法人の場合、代表者 を保証人とする。) ・担 保 不要
				設 備	

- 「小規模事業者」とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人）以下の事業者  
※宿泊業、娯楽業及び旅行業は20人以下
- 融資申込前1年間において納期が到来した税額がある者であって、当該税額を完納している者
- この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が1,250万円以内の者

### 融資申込みの順序



### 融資対象業種

信用保証協会の保証対象となる業種

### 取扱金融機関

池田泉州銀行日生中央支店

池田泉州銀行山下支店

※ 融資の申込み及び相談は、猪名川町役場地域振興部産業労働課まで (☎072-767-6253)

## 申込みのときの必要書類

☞ 融資を受けようとする方は、次の書類が必要です。

	個人	法人
運 転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書</li> <li>・信用保証委託申込書 各1部</li> <li>・住民票 1部</li> <li>・納税証明書 1部</li> <li>・印鑑証明書<sup>*1</sup> 1部</li> <li>・確定申告書の写し 1部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書</li> <li>・信用保証委託申込書 各1部</li> <li>・履歴事項全部証明書<sup>*1</sup> 1部</li> <li>・納税証明書 1部</li> <li>・印鑑証明書<sup>*1</sup> 1部</li> <li>・法人税確定申告書の写し 1部</li> <li>・決算書 2部</li> <li>・試算表 2部</li> </ul>
設 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のもの他、設備見積書及びその他参考資料</li> <li>・設備完了報告等の誓約書を提出してください。</li> </ul>	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> <li>※1 令和3年4月以降、同一申込人による2回目以降の申込の場合、変更等なければ不要。</li> <li>・住民票、印鑑証明書、履歴事項全部証明書については、発行後3カ月以内のもの。</li> <li>・納税証明書は、申込前1年間に納期の到来した当該事業にかかる町税分が必要です。(発行後1カ月以内のもの)</li> <li>・許可、認可、免許等を必要とする業種は、その取得を証する書類の写しを提出してください。</li> <li>・個人情報の取扱いに関する同意書を提出して下さい。</li> <li>※令和3年4月以降に、一度ご提出いただいている場合、不要。</li> </ul>	

## 申込みのときのご注意

- 1 この融資は、町内に住所を有し、町内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む方が利用できます。
- 2 各種町税の滞納がないこと。
- 3 信用保証協会の保証対象業種であること。
- 4 営業許可、登録を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていること。
- 5 過去に町の制度融資を受けられた際、返済遅延をされている場合は、融資申込みの受付をお断りする場合があります。
- 6 信用保証協会の審査の如何によって融資条件の変更や保証承諾が得られない場合があります。
- 7 この融資あっせん制度を受けようとする者が過去において町からの融資を受け、現在償還中の者は、この融資あっせん制度を受けることができません。

## 兵庫県信用保証協会の信用保証制度

- 1 信用保証協会とは、「信用保証協会法」に基づき、中小企業・小規模事業者の方が金融機関から資金を借り入れるときに、その公的な保証人となってお金を借りやすくなるようサポートする公的機関です。
- 2 町の制度融資を利用する場合、保証協会の保証が必要です。  
猪名川町制度融資の保証料率は、0.45%～1.90%の範囲で段階的に信用保証協会にて設定されます。  
(問合せ先) 兵庫県信用保証協会阪神事務所  
〒 660-0881 尼崎市昭和通3-9-6 (尼崎商工会議所ビル3F)  
TEL 06-6411-4133 FAX 06-6411-4144

## その他融資制度の相談機関

- |                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| ☆ 兵庫県中小企業融資制度        | 兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 (☎078-362-3321) |
| ☆ 国民生活事業 (旧国民生活金融公庫) | 日本政策金融公庫 尼崎支店 (☎06-6481-3601)      |
| ☆ 中小企業事業 (旧中小企業金融公庫) | 日本政策金融公庫 神戸支店 (☎078-341-4981)      |
|                      | 猪名川町商工会 (☎072-766-3012)            |
| ☆ 商工組合中央金庫融資制度       | 商工組合中央公庫 神戸支店 (☎078-391-7541)      |